

有料衛星放送のコピー制御

～コピー制御の運用規定と運用の状況～

2016年2月22日

スカパーJSAT株式会社
技術運用部門 放送技術本部 システム技術部
放送技術主幹 河崎 憲一郎

スカパーJSAT(株)の紹介

■ スカパーJSAT(株)の事業

- ✓ 衛星通信事業
- ✓ 有料多チャンネル事業
 - プラットフォーム事業者として、視聴者と放送事業者の間に入って顧客管理・番組情報の提供・加入促進などの業務を行い、多チャンネルの有料放送サービスを提供
 - 放送事業者として、BSスカパー！などの自社チャンネルを提供

■ スカパーJSAT(株)の有料放送サービス*

- ✓ BS/110度CSデジタル放送
 - スカパー！
 - ✓ テレビ69チャンネル(ハイビジョン35チャンネル、標準画質34チャンネル)
- ✓ 124/128度CSデジタル放送
 - スカパー！プレミアムサービス
 - ✓ ハイビジョン161チャンネル、4K 2チャンネル
- ✓ 光ファイバー(光回線)による放送
 - スカパー！プレミアムサービス光
 - ✓ ハイビジョン157チャンネル、4K 2チャンネル

* チャンネル数は全て2016年2月現在

有料衛星放送のコピー制御の運用規定

■ 現行の有料衛星放送の運用規定

- ✓ 現行の2K以下(ハイビジョンと標準画質)の放送には、コピー制御に関して次の運用規定がある
 - BS/110度CSデジタル放送は、ARIB TR-B15「BS/広帯域CSデジタル放送運用規定」
 - 124/128度CSデジタル放送のスカパー！プレミアムサービスは、スカパーJSAT(株)の内規*
 - * スカパー！プレミアムサービスの4Kチャンネルは、スカパーJSAT(株)の内規と(一社)次世代放送推進フォーラムの運用規定を併用
- ✓ 複数の運用規定はあるものの、現行の有料衛星放送のコピー制御は、ARIB TR-B15が基本

■ ARIB TR-B15「BS/広帯域CSデジタル放送運用規定」のコピー制御

- ✓ ARIB TR-B15は、(一社)デジタル放送推進協会(Dpa)が策定し、(一社)電波産業会(ARIB)の技術資料として発行されている
- ✓ TR-B15第八編の中に「5.4 コンテンツ保護に関する運用規定」があり、無料放送と有料放送の別、コンテンツ保護の有無、有料番組の販売形態により、コピー制御の運用条件が決められている
- ✓ コピー制御の選択肢は、以下の4つ
 - コピーフリー(制約条件なしにコピー可)
 - ダビングテン(個数制限コピー可)
 - ✓ 例:ハードディスクに録画した番組から、ブルーレイなどの記録メディアに最大10枚のコピーを作成できる。ただし記録メディアに10枚コピーすると、ハードディスクには残らない
 - コピーワンス(1世代のみコピー可)
 - ✓ 例:ハードディスクに録画した番組から、記録メディアに1回だけ移動(ムーブ)できる。番組を記録メディアに移動すると、ハードディスクには残らない
 - コピーネバー(コピー禁止)

ARIB TR-B15

5.4 コンテンツ保護に関する運用規定

5.4.1 送出運用規定

- デジタルコピー制御記述子の copy_control_type が'01'の時は、表 5-3 に示す規定に従って運用すること。

サービス形態	デジタルコピー制御情報を用いた世代制限			出力保護	個数制限 コピー可
	コピーフリー 制約条件なしにコピー可	コピーワンス 1世代のみコピー可	コピーネバー コピー禁止		
ペーパービュー*4 ・1番組や特定の番組群に視聴料を支払う	運用可	運用可	運用可	運用可*2	運用可*3
月極め等有料放送	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3
コンテンツ保護を伴う無料番組	運用可	運用可	運用不可	運用可*2	運用可*3
上記以外 *1	運用可	運用不可	運用不可	運用不可	運用不可

ダビング
テン

有料放送

- *1: 無料でかつコンテンツ保護を伴わない番組の場合が該当する。
- *2: デジタルコピー制御情報が「制約条件なしにコピー可」の場合にのみ運用可能。
- *3: デジタルコピー制御情報が「1世代のみコピー可」の場合にのみ運用可能。
- *4: 本表におけるペーパービューとは、編成番組毎（シリーズを含む）で料金設定が可能なサービスをいう。したがって、STD-B25 第1部 2.1.3 料金設定方式に記載されるペーパービュー(Impulse PPV)のみならず、ティアによる Call Ahead PPV も含まれる。

有料衛星放送のコピー制御の運用状況

■ コピー制御の運用規定のまとめ

- ✓ 番組単位で購入する番組(ペイパービュー)は、コピーフリー、ダビングテン、コピーワンス、コピーネバーが運用可能
- ✓ 有料の月極契約のチャンネルは、コピーフリー、ダビングテン、コピーワンスが運用可能

■ コピー制御の実際の運用状況

- ✓ コピー制御の運用は、電子番組表(EPG)や番組ガイド誌などで周知されている
- ✓ 有料衛星放送の月極契約のチャンネルは、ほとんどがコピーワンスで運用されている
- ✓ 番組単位で購入する番組(ペイパービュー)は、コピーネバーとコピーワンスの運用の両方がある
- ✓ 一部の無料放送(ノンスクランブル)のチャンネル(プロモーション用チャンネル、ショッピング専門チャンネル)では、コピーフリーの運用もある

コピー制御の運用と権利処理の関係

■ コピー制御の運用と権利処理の関係

- ✓ 有料放送事業者が番組コンテンツを調達して放送する場合、コンテンツの調達は、放送事業者と権利者の個別の契約による
- ✓ 一般にコンテンツの調達契約には、例えば以下のような様々な条件が関係する
 - 契約の範囲
 - ✓ 放送するメディア(BS、110/124/128度CS、ネット配信など)
 - ✓ 独占権か否か
 - 放送の形態
 - ✓ 放送の開始日時
 - ✓ 再放送の回数、再放送可能な期間
 - コピー制御(運用規定に従う前提で)
 - ✓ コピーフリー、ダビングテン、コピーワンス、コピーネバー
 - 経済条件
- ✓ 有料衛星放送では、コピー制御の運用状況から多くの場合、月極契約のチャンネルはコピーワンスの放送、ペイパービューの番組はコピーネバーまたはコピーワンスでの放送を前提に、権利処理されている模様